

37

肝炎の訴訟について 教えてください。

A B型肝炎では、集団予防接種等が原因でB型肝炎ウイルスに持続感染した方には、病態区分に応じ、給付金等が支給される場合があります。

給付金対象者は、以下の4つの条件を満たす方です

- B型肝炎ウイルスに持続感染している方
- 満7歳になるまでに集団予防接種を受けた方
- 生年月日が昭和16年7月2日～昭和63年1月27日の方
- 集団予防接種以外の感染原因(母子感染・輸血等)がない方

★給付金対象者から母子(父子)感染している方や、給付金対象者の相続人も対象となります。

2022年10月現在、B型肝炎訴訟の請求期限は2027年(令和9年)3月31日までです。

給付金を受け取るための手続き

必要な書類を
揃える

裁判所に
提訴する

和 解

給付金を
受け取る

※これらの一連の手続の一部または全部を弁護士に依頼することができます。(手続を弁護士に依頼し、和解が成立した場合には、給付金額の4%相当分が訴訟手当金として別途給付されます。)

生活について(訴訟)

詳しくは 厚生労働省HP

B型肝炎訴訟

で 検索



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/b-kanen/index.html

弁護士については、

B型肝炎 弁護士

で 検索



https://bkan-osaka.jp/regional_counseling.html

※厚生労働省ホームページに各地の弁護団の連絡先へのリンクを掲載しています
厚生労働省HP <https://www.mhlw.go.jp/> B型肝炎訴訟について リーフレット 一部改変

A C型肝炎では、手術での大量出血などの際に特定のフィブリノゲン製剤や血液凝固第Ⅸ因子製剤を投与されたことによってC型肝炎ウイルスに感染された方々との間で、和解をしています。特定の製剤によるC型肝炎ウイルス感染の給付金の請求期限は2023年1月16日です。(2022年10月時点)

厚生労働省 大量出血した方へ

検索



<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150855.html>